

「オンライン登記申請を行うことにより、登録免許税が軽減されます。」(お知らせ)

次の登記をオンライン申請した場合、登録免許税が軽減されます。

1. 軽減対象となる登記

(1) 不動産登記

・所有権保存登記、所有権移転登記、(根)抵当権設定登記

(2) 会社など下記法人の設立登記

- ・株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社
- ・中間法人法に規定する中間法人
- ・保険業法に規定する相互会社
- ・資産の流動化に関する法律に規定する特定目的会社
- ・投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人

2. 実施期間

平成20年1月1日から平成21年12月31日までの間

3. 軽減される額

登録免許税額の100分の10に相当する額

(ただし、5,000円を限度とします)

- ・ 詳細は、お近くの司法書士事務所にお尋ねください。